

## 令和 4 年度(2022 年度)未耐震空き家除却支援事業 実施状況等について

### 1. 制度概要

相続により取得した、耐震性がない木造一戸建て空き家を取り壊す場合に、除却工事の費用を市が一部補助。

- ・ 制度開始 : 令和3年(2021年)9月1日～
- ・ 補助金額 : 対象工事費の 2/3 以内、上限 100 万円
- ・ 補助対象要件 (一部抜粋)

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造一戸建て住宅  
耐震診断により、耐震性が不足していると判定された住宅  
相続発生日から 5 年を経過する日の属する年の 2 月末までに取り壊すこと  
申請日時点において、「空き家の譲渡所得の 3,000 万円控除」に該当しないこと  
など

### 2. 申請件数

	申請件数	相談件数(参考)
R3年度	0件	32件
R4年度 (10/31時点)	6件	85件

### 3. 主な申請の経緯

- ・ 相続した実家が借地上にあり、除却後、貸主に無償譲渡する
- ・ 除却後、新築に建て替える
- ・ 相続発生時に同居人がおり、その同居人が 1 年以上入院している など

### 4. 相談者が申請に至らなかった主な事例

- ・ 建築年月日が昭和 56 年 6 月以降であった
- ・ 相続発生後、5 年以上が経過していた
- ・ 相続発生後、補助対象建物が貸付けの用に供されていた
- ・ 申請から着工までに時間を要するため、予定していた工期までに間に合わない など

## 5. 検討事項

当該事業の早期利用と利用件数の増加を図るため、補助対象要件である、相続開始日から5年の要件を拡大させるとともに、補助上限額を相続発生時点からの経過年数による変動を設け、空き家の発生予防につなげていく。

【補助要件拡大の例】

現 行	相続発生時点からの経過年数	1～5年
	補助上限額	100万円

変 更 案	相続発生時点からの経過年数	1～3年	4～5年	6～10年
	補助上限額	100万円	50万円	25万円

<参考> 空き家の譲渡所得の3,000万円控除の「被相続人居住用家屋等確認書」の発行状況について

	物件数
H30年度	26件
H31年度	35件
R2年度	32件
R3年度	35件
R4年度 (10/31時点)	15件

「未耐震空き家除却支援補助金」及び「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」を合わせて周知している(資料2-2参照)。